



厚生労働省発雇児第0311002号

労働政策審議会

会長 西川 俊作 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則関係）」について、貴会の意見を求める。

平成17年3月11日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則関係）

第一 雇用保険法施行規則及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

一 育児・介護雇用安定助成金と育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金を統合し、育児・介護雇用安定等助成金とするものとする。

二 事業所内託児施設助成金について、支給対象となる事業主の要件として、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ていることを追加するものとする。

三 育児・介護費用助成金について、次の改正を行うものとする。

(一) 常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主について、育児・介護費用助成金の支給要件として、次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ていることを追加するものとする。

(二) 育児・介護費用助成金の支給は、五年を限度とするものとする。

(三) 育児・介護費用助成金の額について、事業主が最初に措置を実施した場合の加算額を三十万円（中小企業事業主（その資本の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。以下同じ。）であつて次世代育成支援対策推進法第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ている事業主（以下「計画策定届出中小企業事業主」という。）にあつては四十万円とし、同条第三項に規定する中小事業主（中小企業事業主を除く。）であつて同項の規定により一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ている事業主にあつては二十万円とする。）とする。

四 育児休業代替要員確保等助成金について、次の改正を行うものとする。

(一) 常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主について、育児休業代替要員確保等助成金の支給

要件として、次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ていることを追加するものとする。

- (二) 育児休業代替要員確保等助成金の額について、原職等復帰措置により原職等に復帰した労働者が最初に生じた場合における額を四十万円（計画策定届出中小企業事業主にあつては五十万円とし、次世代育成支援対策推進法第十二条第三項に規定する中小事業主（中小企業事業主を除く。）であつて同項の規定により一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ている事業主にあつては三十万円とする。）とすること。

五 育児両立支援奨励金について、次の改正を行うものとする。

- (一) 常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主について、育児両立支援奨励金の支給要件として、次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ていることを追加するものとする。

- (二) 育児両立支援奨励金の額について、設ける制度の区分に応じ次のとおりとすること。

イ 雇用保険法施行規則（以下「雇保則」という。）第百十六条第五項第一号及び第二号に掲げる制

度 三十万円（計画策定届出中小企業事業主にあつては四十万円とし、次世代育成支援対策推進法第十二条第三項に規定する中小事業主（中小企業事業主を除く。）であつて同項の規定により一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ていない事業主にあつては二十万円とする。）

ロ 雇保則第一百十六条第五項第三号から第五号までに掲げる制度 十五万円（計画策定届出中小企業事業主にあつては、二十万円とし、次世代育成支援対策推進法第十二条第三項に規定する中小事業主（中小企業事業主を除く。）であつて同項の規定により一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ていない事業主にあつては、十万円とする。）

六 育児・介護雇用安定等助成金として、男性労働者育児参加促進給付金を追加するものとする。

七 男性労働者育児参加促進給付金は、(一)に該当する事業主であると認めて指定される事業主であつて、

(二)に該当するものに対して、二年を限度として、一年につき五十万円を支給するものとする。

(一) 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 男性被保険者の育児休業の取得の促進等男性被保険者が育児に参加しやすい職場環境の整備に取

り組むこととしていること。

ロ 当該指定を受ける前にその雇用する男性被保険者のうちで育児休業をしたものがないこと。

ハ 次世代育成支援対策推進法第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ていること。

ニ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する職業家庭両立推進者を選任していること。

(二) 当該指定を受けた日後に次に掲げる措置のすべてを実施した事業主であること。

イ 事業主を代表する者による、男性の育児休業の取得の促進等男性が育児に参加しやすい職場環境の整備に取り組む事業主である旨の公表

ロ 男性の育児休業の取得の促進等に関する課題の把握

ハ 事業主を代表する者及び当該事業主の雇用する被保険者を代表する者を構成員とする、男性の育

児休業の取得の促進等を効果的に実施することについての検討を行うための委員会の設置

ニ 男性の育児休業の取得の促進等を効果的に実施するための計画の策定及び同計画の実施

八 看護休暇制度導入奨励金及び育児休業取得促進奨励金を廃止するものとする。

九 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金について、次の改正を行うものとする。

(一) 常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主について、育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金の支給要件として、次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ていることを追加するものとする。

(二) 一の事業主又は事業主団体における育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金の支給の対象となる労働者の数が百人を超えたときは、そのとき以後、育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金は支給しないものとする。

十 子の養育又は家族の介護を行う被保険者等の職業生活と家庭生活との両立についての相談、講習その他の援助を行う都道府県等に対する当該事業に要する経費の一部を補助する事業を廃止するものとする。

## 第二 施行期日等

一 この省令は、平成十七年四月一日から施行するものとする。

- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。



# 事業主・事業主団体の方へ

## 事業所内託児施設助成金

労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。  
また、保育遊具等購入費用の一部についても助成します。

助成率等	助成限度額	
設置費	2,300万円	
増築費	増築	1,150万円 [定員5人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室等の整備]
	建替え	2,300万円 [5人以上の定員増を伴う建替え]
運営費 [運営開始後5年間]	2分の1	通常型
		時間延長型
		深夜延長型
		体調不調児対応型
保育遊具等購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円

## 育児・介護費用助成金

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成します。

助成率 (事業主負担額に対して)	中小企業	2分の1
	大企業	3分の1

(年間限度額は、企業規模にかかわらず、労働者1人当たり30万円、かつ1事業所当たり360万円。)

また、労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の費用助成に加えて一定額の助成をします。

支給額 (1事業所につき)	中小企業	40万円
	大企業	30万円

- ◎ 「事業主」とは「雇用保険適用事業主」であり、育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業並びに勤務時間の短縮等の措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していることが必要です。
- ◎ 「中小企業」は、次のいずれかの区分に該当するものとなります。

区分	小売業(飲食店含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本又は出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

- ◎ 労働保険料を納入していない事業主等及び過去に給付金に関し不正行為を行った事業主等については、支給を受けられないことがあります。

## 育児休業代替要員確保等助成金

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給します。

(1) 原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに就業規則等に規定した事業主の場合

最初に要件を満たした育児休業取得者(以下、「対象労働者」といいます。)が生じた場合	中小企業	50万円
	大企業	40万円
最初に対象労働者が生じた日の翌日以降3年間、2人目以降の対象労働者が生じた場合1人当たり(1事業所当たり年間20人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

(2) 原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定している事業主の場合

平成12年4月1日以降対象労働者が生じた日の翌日以降3年間(1事業所当たり年間20人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

## 育児両立支援奨励金

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる次のいずれかの制度を、新たに就業規則等に規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、これらの制度を利用した場合に、事業主に支給します。

- ① 育児休業に準ずる制度
- ② 短時間勤務制度
- ③ フレックスタイム制度  
(労働基準法第32条の3の規定による労働時間の制度)
- ④ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度
- ⑤ 所定外労働をさせない制度

支給額 (1事業主1回限り)	中小企業	40万円
	大企業	30万円

## 看護休暇制度導入奨励金

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、子の看護のために年次有給休暇とは別に取得できる休暇制度(年間5日以上)を、新たに就業規則等に規定し、労働者に利用させた事業主に支給します。

支給額 (1事業主1回限り)	中小企業	20万円
	大企業	15万円

## 育児休業取得促進奨励金

職業家庭両立推進者を選任し、育児休業取得促進のための雇用環境整備等を図る旨の届出を行うとともに、3年以内に育児休業の取得促進を図るための措置を実施し、かつ雇用する男性労働者及び女性労働者のそれぞれに育児休業取得者が生じた事業主に支給します。

支給額(1事業主1回限り)	70万円
---------------	------

## 育児・介護休業者 職場復帰プログラム実施奨励金

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した事業主・事業主団体に支給します。

- ① 在宅講習
- ② 職場環境適応講習
- ③ 職場復帰直前講習
- ④ 職場復帰直後講習

注) ②職場環境適応講習と③職場復帰直前講習を同時期に実施する場合は、職場復帰直前講習の支給が優先されます。

支給限度額 (対象労働者1人当たり)	中小企業	21万円
	大企業	16万円

## 職業家庭両立推進者研修

各企業において選任されている「職業家庭両立推進者」に対して、研修を実施しています。

### 職業家庭両立推進者

- ◎ 企業全体の雇用管理方針の中で仕事と家庭との両立を図るための取組を企画し、実施する業務を担当します。
- ◎ 育児・介護休業法で、「事業主は、職業家庭両立推進者を選任するように努めなければならない。」と規定されています。

## ファミリー・フレンドリー・サイト

インターネットで自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検、評価することができます。

<http://www.familyfriendly.jp>

# 育児や介護を行いながら働く方や働きたい方へ

## フリーフリー・テレフォン事業

育児、介護、家事等に関する各種サービスについて、相談に応じるとともに、地域の具体的な情報を電話で提供しています。各地方事務所の担当者が対応します。

〈電話番号〉

裏面各地方事務所のフリーフリー・テレフォンナンバーをご覧ください

〈利用日・時間〉

月～金曜日(祝日を除く) 9:30～16:30

## フリーフリーネット

育児、介護等に係る各種サービスに関する情報や、再就職準備に関する情報をインターネットで提供しています。

<http://www.2020net.jp>

## 再就職希望登録者支援事業

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職し、将来再就職を希望する方を登録し、次の支援を行っています。

### Re・Beワークセミナー (再就職準備セミナー)

再就職の準備に当たって、必要な基礎知識等を身につけることをねらいとしたセミナーです。

### 再チャレンジサポートプログラム

再就職準備に計画的に取り組めるよう、個別相談の実施、再チャレンジサポートプラン策定への支援や職場体験講習を実施します。  
※東京、神奈川、静岡、大阪、兵庫で実施

個別相談

情報誌の提供